

令和7年度 安全運転管理者等講習

～道路交通の現状と交通事故の実態～

千葉県警察本部
交通部交通総務課

本日の内容

1 最近の道路交通法等の改正の概要

～マイナ免許証・安全運転管理者が行う点呼等・など～

2 飲酒運転の根絶

～千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例～

3 ゼブラ・ストップ作戦

～横断歩行者の保護～

1. 最近の道路交通法等 の改正の概要

～マイナ免許証・安全運転管理者が行う点呼等など～



1 最近の道路交通法等の改正の概要

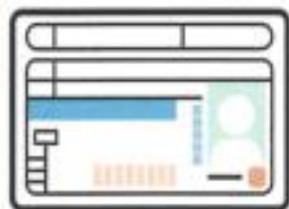
(1) マイナ免許証について

今まで、運転免許証は1種類のみ



令和7年3月24日以降

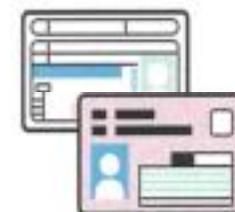
免許証は選べる3タイプ



免許証
のみ



マイナ免許証
(免許情報が記録されたマイナンバーカード)
のみ



両方

※ 運転の際は、免許証又はマイナ免許証のいずれかを携帯

※ 2枚持ち

1 最近の道路交通法等の改正の概要

(1) マイナ免許証について



【特定免許情報】
免許情報記録番号、
免許交付年月日
免許情報記録の有効期間の末日、
条件、免許の種類、**モノクロ写真**等

※カード券面に免許情報は
印刷されません

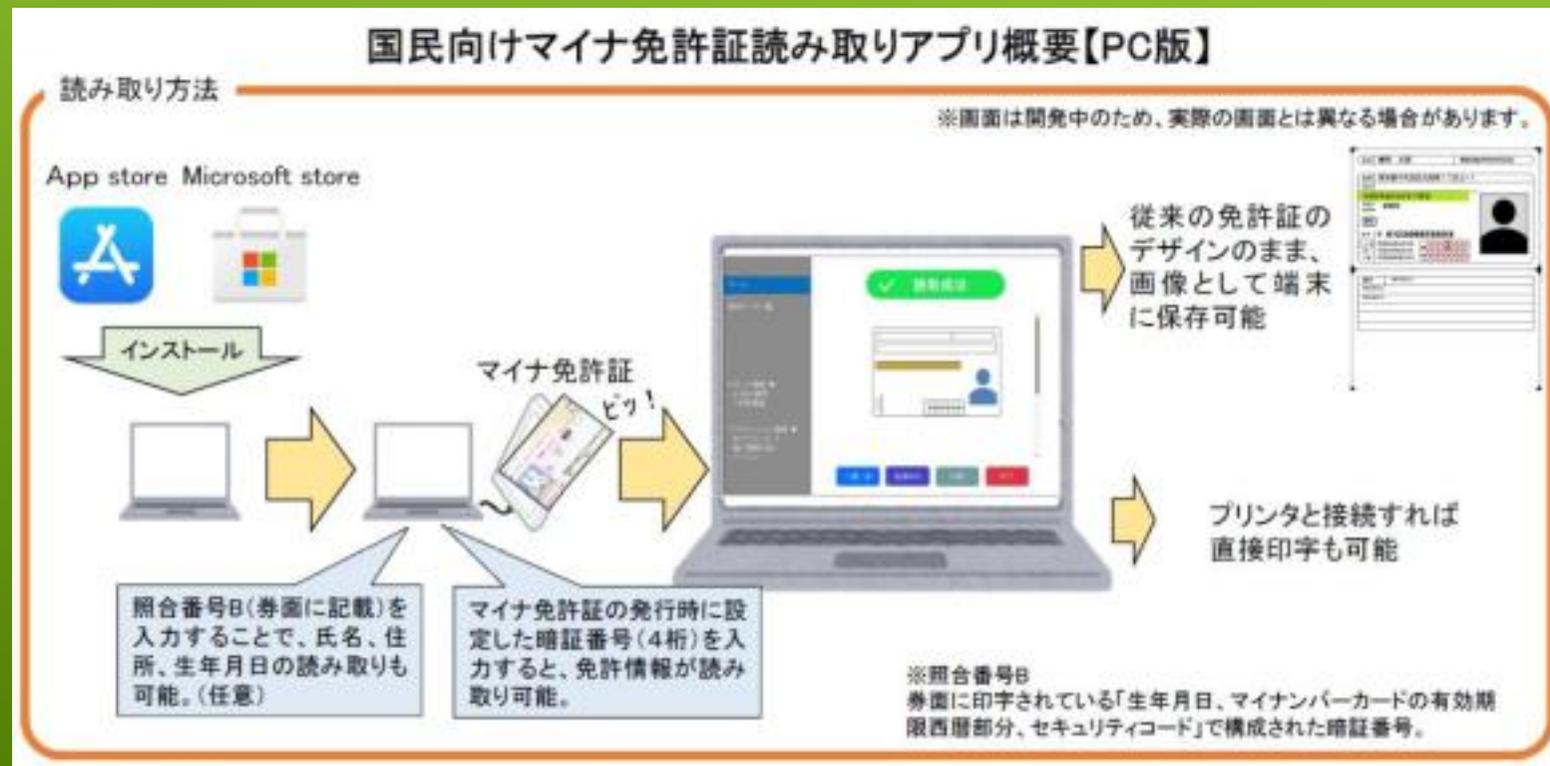


- ・従業員が交通違反したと聞いたけど、今、免許停止中？
- ・中型自動車を運転させたいけど、運転できる免許を持っているかなどの確認はどうするの？

1 (1) マイナ免許証について

特定免許情報は、

「マイナ免許証読み取りアプリ」
をスマートフォンやパソコンにインストール
することで免許情報が読み取り可能です。



1 最近の道路交通法等の改正の概要

(2) 安全運転管理者が行う点呼等について
警察庁において、遠隔実施する場合の
点呼の方法など、安全運転管理者の業務
のうち、点呼等に関する具体的な要領が
示されました。



出勤しているかどうかの点呼だけじゃ
ダメなの？

1(2) 安全運転管理者が行う点呼等について

次の①②について実施します。

① 運転前の運転者に対し、

- ・ 自動車の点検の実施状況を確認すること

(道路運送車両法第47条の2第2項の規定に該当する自動車)

- ・ 正常な運転ができないおそれの有無を確認すること

(過労、病気、一時的な気の動転や、「うわのそら」で注意能力の低下など)

② 安全な運転に必要な指示を運転者に行うこと。



自動車の点検は、具体的に何を点検するのですか？

1(2) 安全運転管理者が行う点呼等について

「自動車の点検」とは、自動車の運行前に行ういわゆる日常点検をいいます。

点検箇所	点検項目
ブレーキパダル	踏みしろ、ブレーキの効き
駐車ブレーキ	引きしろ（踏みしろ）
ブレーキのリザーバ・タンク	液量
灯火装置、方向指示器	点灯・点滅具合、汚れ・破損
タイヤ	空気圧、亀裂・損傷、異常な摩耗

※なお、この項目以外にも、車の種類や走行距離などによって確認しなければならない箇所があります。詳しくは、「交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号）第4章第3節の1」を確認して下さい。



1(2) 安全運転管理者が行う点呼等について



正常な運転ができないおそれの有無は、何を確認すれば良いのですか？

運転者の顔の表情、全身の様子、言動等から、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認して下さい。



私だって、安全運転管理者の業務以外もあるし、全ての従業員に対して点呼できない時もあるけど……。

点呼について、対面で安全運転管理者が実施できない場合は、遠隔による確認や、**補助者**に行わせることができます。



詳しくは、テキストの点呼に関するページを参照して下さい。

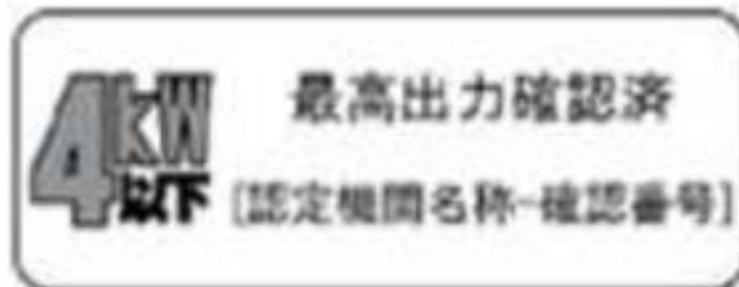
1(3) 原動機付自転車の区分について

令和7年4月1日から

- (1) 二輪の原動機付自転車のうち、
「総排気量が0.050Lを超え0.125L以下であり、
かつ、最高出力が4.0kW以下のもの」
を一般原動機付自転車に新たに追加。
- (2) (1) の新たな一般原動機付自転車については、型式認定において、その原動機に総排気量に加え最高出力も表示。
- (3) (1) の新たな第一種原動機付自転車の原動機付自転車用原動機については、型式認定において、その原動機に総排気量に加え最高出力も表示。



【型式認定番号標】
※色は紫。型式番号は「I-○○○」



【最高出力確認済みシール】



1(3) 原動機付自転車の区分について



うちの事業所に営業用の排気量125cc以下のバイクがあるけど、令和7年4月1日以降は、原付免許で運転できるの？

今、会社は、排気量125cc以下のバイク10台を所有しており、安全運転管理者の届出をしているけど、令和7年4月1日からは、安全運転管理者の選任が不要になるの？

総排気量に加え、最高出力が表示された新しい規格により、白色ナンバープレートの付けたバイクが、法改正により追加された対象となります。

ピンク色のナンバープレートのバイクの場合は、従来と変わりませんので、バイク1台を0.5台と換算して5台以上保有していれば、引き続き、安全運転管理者の選任が必要となります。



自転車乗用中の事故に注意 !!

自転車損害賠償保険等への加入義務化 (令和4年7月1日から)

自転車保険 入ってますか?
千葉県では加入は**義務**です! (令和4年7月1日から)

1億円近い
損害賠償を負う
事故も発生!



千葉県では「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の改正により、令和4年7月1日から、自転車利用中の事故で他人にケガをさせてしまった場合などの損害を賠償できる保険等への加入が義務化されました。
あなたと被害者を守るため、自転車保険(自転車損害賠償保険等)に加入しましょう。

Q 自転車専用の保険に新たに入る必要はないですか?
A 既に加入している保険(自転車保険(1000万円の個人賠償責任補償特約付)や自転車事故に対応している生命保険、新たに加入する必要はありません。
また、個人賠償責任特約等の多くは家族(夫婦の子や同居の親類)も補償範囲に入っている場合が多いです。まずはご自身の家族が加入している保険の内容を、補償範囲を確認し、特約等の範囲で対応できない場合はご確認ください。

Q 自転車保険はどこで加入したら良いですか?
A 自転車保険は、インターネット上で簡単に加入できる保険も存在しています。
詳しくは各保険会社や消費者庁のウェブサイトなどで、15分程度について、自転車安全推進のための自転車保険の相談窓口をご覧ください。

千葉県-千葉県交通安全対策推進委員会



自転車乗用時はヘルメット着用を！

全ての**自転車**利用者に対し、
乗車用**ヘルメット**の着用が、
努力義務になりました。

(令和5年4月1日から)



自転車の罰則強化！

自転車運転中のながらスマホと酒気
帯び運転及び幫助に対し、新しく罰
則が整備されました。
(令和6年11月1日から)

自転車の罰則強化
スマホ・酒気帯び

ながらスマホ
酒気帯び運転

令和6年11月1日
道路交通法改正

自転車運転中の新たな罰則

- ながらスマホ 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

警察庁・都道府県警察

令和6年11月1日 道路交通法の改正
自転車の危険な運転に
新しく罰則が整備されました

運転中のながらスマホ
スマートフォンなどを手で操作して、自転車に乗りながら通行する行為、警察を妨害する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

違反者は、
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
交通の危険を及ぼした場合は、
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

酒気帯び運転および幫助
自転車等の危険な運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
自転車の提供者は、
3年以下の懲役又は10万円以下の罰金
酒類の提供者・同乗者は、
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は
自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度

自転車等の運転に対し、交通の危険を及ぼすおそれのある一定の違反（危険行為）を反復して行った者は講習制度の対象となります。 ※講習料：50万円

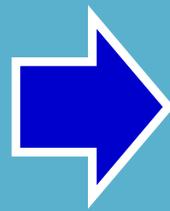
危険行為 信号無視、踏切横断一時下路上、踏切横断立入り、安全運転義務違反、歩道又は歩道 等

【参考】

令和8年9月1日から
生活道路における自動車の
法定速度が引き下げら
れます。

現行：一般道の法定速度

60km/h



令和8年9月1日から

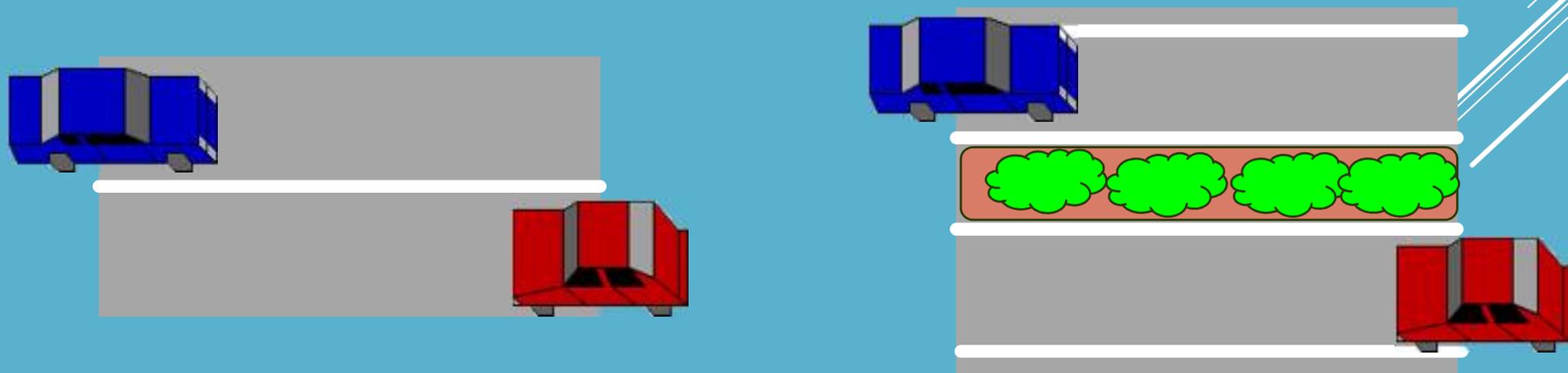
30 km/h

【参考】令和8年9月1日施行

法定速度30 km/hに引き下げられる道路である「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などが無い道路のことです。

法定速度が引き続き60 km/hの道路

- ① 中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路
- ② 道路の構造又は柵その他の工作物により、自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路



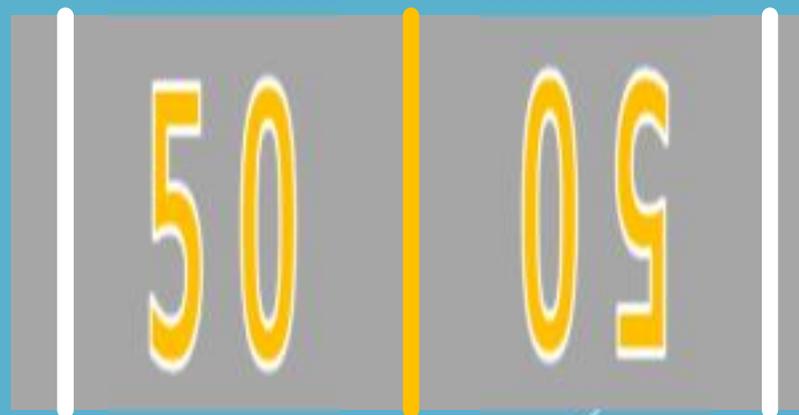
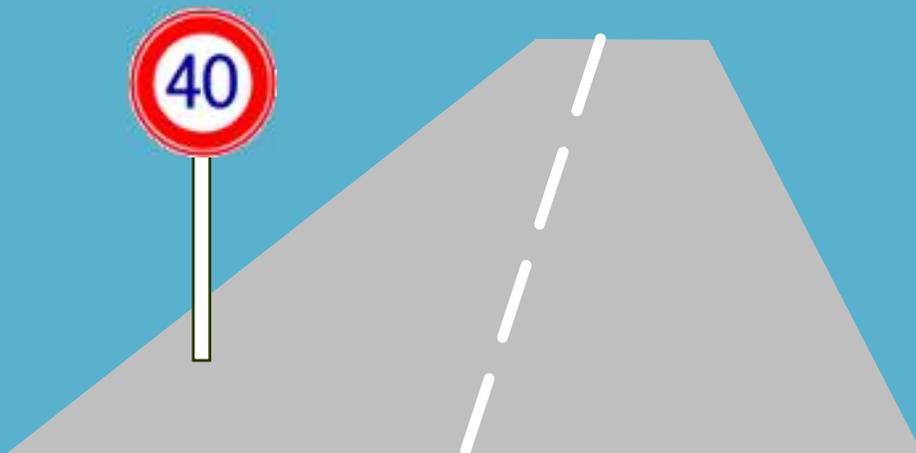
【参考】令和8年9月1日施行

法定速度が引き続き60 km/hの道路

- ③ 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの
- ④ 自動車専用道路



その他：最高速度が指定されている道路



2. 飲酒運転の根絶

～千葉県飲酒運転根絶計画～



2. 飲酒運転の根絶

「お酒を飲んだら車を運転しない」

ということは当たり前のことですが、
それでも飲酒運転はなくなりません。

なかには、**死亡事故を引き起こす**
ケースも発生しています。



2. 飲酒運転の根絶

令和6年中の千葉県における

飲酒運転

による人身事故の件数は

132件発生!!!



前年より16件増加

2. 飲酒運転の根絶

令和6年中の
飲酒運転による死亡事故は

5件



2. 飲酒運転の根絶

新たに「**千葉県飲酒運転根絶計画**」を策定

県民総ぐるみで計画を推進するため、
条例第20条及び第21条の規定により

- ①飲酒運転の根絶に関する教育、知識の普及、啓発、意識の高揚等に関する事項
- ②飲酒運転の根絶を図るための体制に関する事項

2. 飲酒運転の根絶

基本方針～飲酒運転**ゼロ**を目指して～

- ◇ 計画期間
令和6年度から令和10年度（5か年）

- ◇ 目標
 - ・ 飲酒運転による死亡事故件数 0件
 - ・ 飲酒運転による交通事故件数 着実な減少
 - ・ 公職にある者の飲酒運転件数 0件
 - ・ 飲酒運転根絶宣言事業所登録数 1万件
 - ・ 飲酒運転根絶宣言店登録数 3千件

2. 飲酒運転の根絶

酒酔い運転

**5年以下の懲役、又は
100万円以下の罰金**

「酒酔い運転」とは、酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態）で車両等を運転する行為。

酒気帯び運転

**3年以下の懲役、又は
50万円以下の罰金**

車両提供

運転者が
酒酔い



**5年以下の懲役、又は
100万円以下の罰金**

運転者が
酒気帯び



**3年以下の懲役、又は
50万円以下の罰金**

酒類提供・同乗者

運転者が
酒酔い



**3年以下の懲役、又は
50万円以下の罰金**

運転者が
酒気帯び



**2年以下の懲役、又は
30万円以下の罰金**

飲酒検知拒否

**3ヶ月以下の懲役、又は
50万円以下の罰金**

2. 飲酒運転の根絶

酔いがさめるまでの時間の目安

お酒の酔いがさめる時間は個人差があります。お酒を飲んだ日は、運転してはいけません。



アルコールが
体内から抜ける時間

純アルコール20gを含む酒量 = 1単位



ビール 500ml
アルコール度 5%



日本酒 180ml
アルコール度 15%



ウイスキー 60ml
アルコール度 43%



ワイン 200ml
アルコール度 12%



チューハイ 350ml
アルコール度 7%



焼酎 100ml
アルコール度 25%

1単位の分解時間：約4時間

※体重60kgの標準的な成人男性の場合
(個人差があります)

2. 飲酒運転の根絶

酔いがさめるまでの時間の目安を覚えておけば、「深酒をする・飲み過ぎる」などにより、二日酔い運転をすることはなくなります。

飲酒運転は、飲んだ直後に運転することだけではありません。

翌朝になっても、体にお酒が残っていたら違反です！



3. 横断歩行者の保護

～ゼブラ・ストップ作戦～



3. 横断歩行者の保護（ゼブラ・ストップ）

横断歩道上における歩行者の保護を徹底する

「ゼブラ・ストップ」

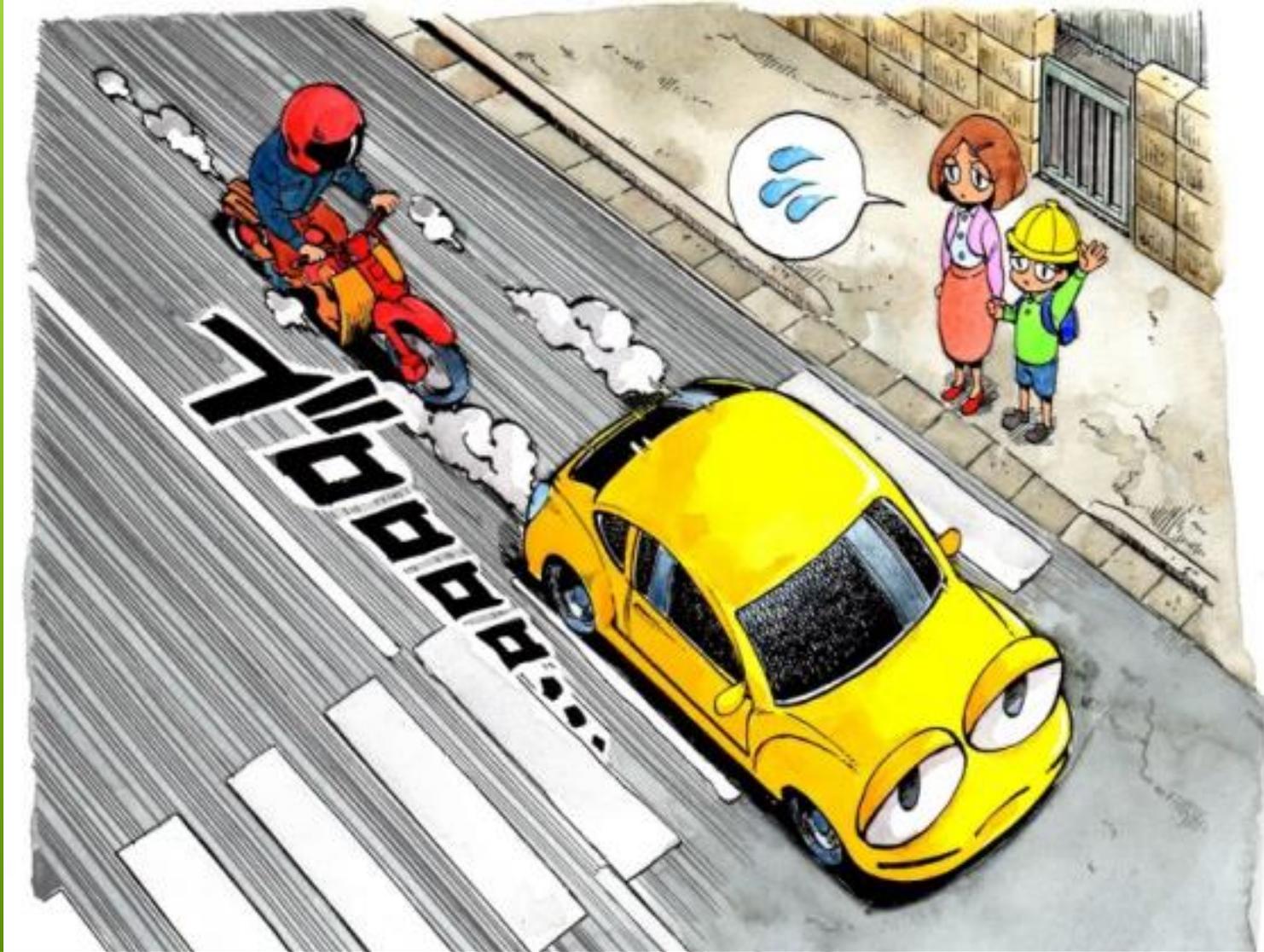
は、全国で対策が強化されています。

【対策例】

- 交通違反の取締り
- 広報啓発の強化
- 交通安全教育
- 交通安全施設の整備



3. 横断歩行者の保護（ゼブラ・ストップ）



横断歩行者等妨害等

3. 横断歩行者の保護（ゼブラ・ストップ）

横断歩行者等妨害等

3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

- 点数 2点
- 反則金 大型 12,000円
普通車 9,000円
二輪車 7,000円
原付車 6,000円

3. 横断歩行者の保護（ゼブラ・ストップ）

令和6年中の千葉県における

横断歩道 横断中

の死傷者数は

810人!!!



3. 横断歩行者の保護（ゼブラ・ストップ®）

令和6年中の千葉県の
信号機のない横断歩道
における一時停止率は **46.8%**

全国平均は **53.0%**



※日本自動車連盟（JAF）の全国調査結果から引用

3. 横断歩行者の保護（ゼブラ・ストップ）

交通安全に関する動画は、

千葉県警察ホームページ

に掲載していますので、ぜひ職場の交通安全教育で活用してください。

千葉県警察 ゼブラ・ストップ

検索

